

自立支援医療制度等の概要について

自立支援医療制度の概要①

根拠法及び概要

根 拠 法 : 障害者総合支援法

概 要 : 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 患者は1割負担。ただし、患者の負担軽減のため、所得に応じ1月あたりの自己負担上限額を設定。

実 施 主 体 : 【育成医療・更生医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

負 担 割 合 : 【育成医療・更生医療】国 1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4
【精神通院医療】国1/2, 都道府県・指定都市1/2

自立支援医療の対象者

育 成 医 療 : 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者福祉法別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者(18歳未満)

更 生 医 療 : 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)

精神通院医療 : 精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

(参考)令和4年度の支給決定件数(※)

【育成医療】14,220件 【更生医療】291,003件 【精神通院医療】2,470,960件

(※) 支給認定の有効期間は1年以内となっており、年度内に複数回支給決定を受ける受給者もいる。

自立支援医療制度の概要②

育成医療・更生医療の対象となる医療の例

【育成医療・更生医療共通】

障害	症状(例)	治療内容(例)
視覚障害	白内障	水晶体摘出術
聴覚又は平衡機能の障害	高度難聴	人工内耳埋込術
音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	口蓋裂	形成術
肢体不自由	関節拘縮	人工関節置換術
心臓機能障害	心疾患	ペースメーカー埋込手術
腎臓機能障害	腎疾患	腎移植、人工透析
肝臓機能障害	肝疾患	肝移植
免疫機能障害	HIV	抗HIV療法

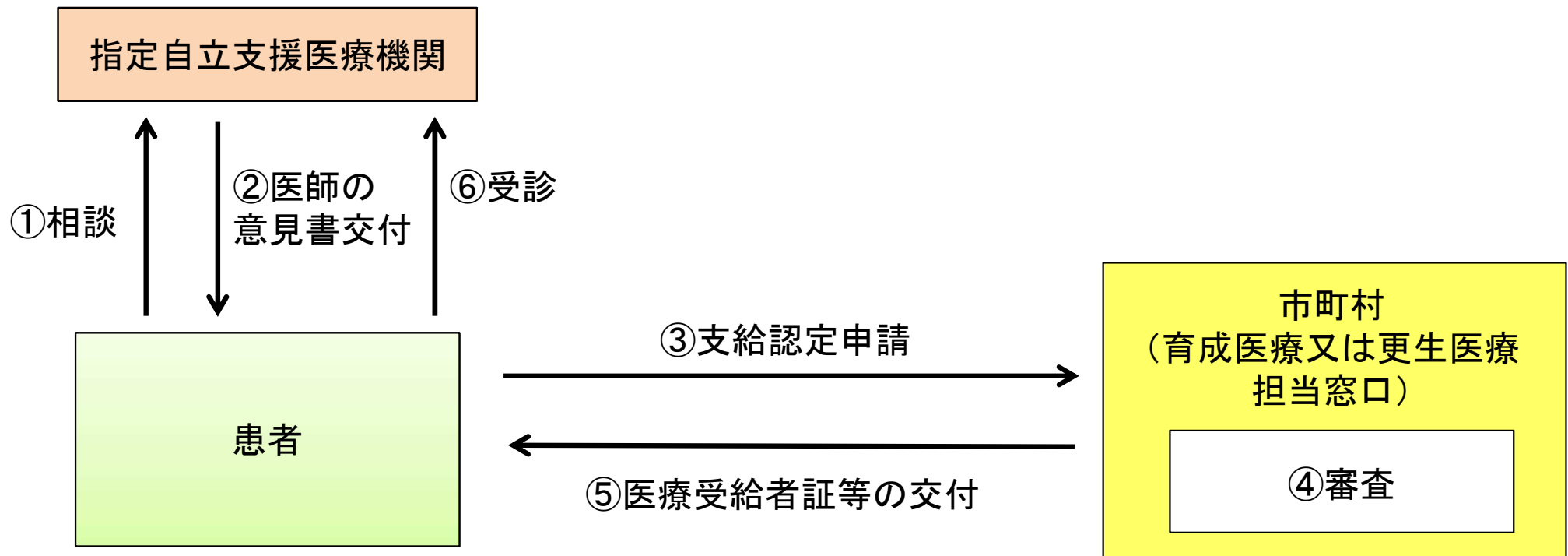
【育成医療のみ】

障害	症状(例)	治療内容(例)
先天性内臓機能障害	鎖肛	人工肛門の造設

自立支援医療制度の概要③

育成医療・更生医療の支給認定の手続

- ①患者は、育成医療又は更生医療の対象の障害を有するかどうか指定自立支援医療機関の医師に相談。
- ②育成医療又は更生医療の障害に該当すると指定自立支援医療機関の医師が診断した場合は、医師の意見書の交付を受ける。
- ③患者は、市町村の窓口に、自立支援医療の支給認定の申請書と医師の意見書等を提出。
※更生医療については、身体障害者手帳の提出が必要。
- ④市町村は、申請内容を審査する。
- ⑤市町村は、審査の結果、支給認定を行うこととした患者に対し、医療受給者証等を交付。
- ⑥患者は、医療受給者証に記載された指定自立支援医療機関において治療等を受ける。



口唇口蓋裂に関する議論

- ・口唇口蓋裂(※)は、18歳未満までに受けた治療により完治するケースもあるが、18歳以降も引き続き、治療が必要なケースがあるとされている。
- ・18歳未満の患者の治療に要する医療費は育成医療の対象となるが、18歳以降の患者の治療に要する費用については、身体障害者手帳を取得した場合に限り、更生医療の対象となる。
- ・しかしながら、育成医療受給者について、身体障害者手帳を取得することが困難であり、更生医療を受給することができないケースが指摘されている。
- ・そのため、18歳以上の患者についても育成医療を受給できるよう制度改正して欲しいとの要望がある。

※口唇口蓋裂は、胎生期の組織欠損または癒合不全により、先天的に口唇(くちびる)、口蓋(くちの中の天井)、上顎(はぐき)に裂を認める病態です。口唇裂のみ、口蓋裂のみ、唇顎裂(口唇裂と顎裂)など、多様な病型があります。日本では500人に1人程度の頻度で生まれるとされています。

(出所: 国立成育医療研究センターHP)



口唇裂



口蓋裂

(出所: 日本口腔外科学会HP)

今後の課題

- ・育成医療受給者のうち、身体障害者手帳を取得することが困難であり、更生医療を受給することができないケースについて、口唇口蓋裂以外の疾病も含め実態を把握する必要がある。

【参照条文】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）（抄）

第五条（略）

2～23（略）

24 この法律において「自立支援医療」とは、障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

25～28（略）

（支給認定等）

第五十四条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、主務省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち主務省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)の規定により受けるときは、この限りでない。

2 市町村等は、支給認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関(以下「指定自立支援医療機関」という。)の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。

3 市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者(以下「支給認定障害者等」という。)に対し、主務省令で定めるところにより、次条に規定する支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定自立支援医療機関の名称その他の主務省令で定める事項を記載した自立支援医療受給者証(以下「医療受給者証」という。)を交付しなければならない。

【参照条文】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)(抄)

(自立支援医療の種類)

第一条の二 法第五条第二十四項の政令で定める医療は、次に掲げるものとする。

- 一 障害児のうち内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の能力を得るために必要な医療(以下「育成医療」という。)
- 二 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者のうち内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療(第四十一条において「更生医療」という。)
- 三 精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する精神障害者(附則第三条において「精神障害者」という。)のうち内閣府令・厚生労働省令で定める精神障害のある者に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療(以下「精神通院医療」という。)

【参照条文】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)(抄)

(令第一条の二第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害)

第六条の十七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第一条の二第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害は、次に掲げるものであって、これらの障害に係る医療を行わないときは、将来において身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、及び確実な治療の効果が期待できる状態のもの(内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限る。)とする。

- 一 視覚障害
- 二 聴覚又は平衡機能の障害
- 三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 四 肢体不自由
- 五 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害
- 六 先天性の内臓の機能の障害(前号に掲げるものを除く。)
- 七 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

(令第一条の二第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害)

第六条の十八 令第一条の二第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める身体障害は、次に掲げるものであって、確実な治療の効果が期待できる状態のもの(内臓の機能の障害によるものについては、手術により障害が補われ、又は障害の程度が軽減することが見込まれる状態のものに限る。)

- 一 視覚障害
- 二 聴覚又は平衡機能の障害
- 三 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 四 肢体不自由
- 五 心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障害(日常生活が著しい制限を受けると認められるものに限る。)
- 六 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害(日常生活が著しい制限を受けると認められるものに限る。)